

武蔵野市バリアフリー
交通安全特定事業計画
三鷹駅北口周辺地区

令和5年3月
東京都公安委員会

**武蔵野市バリアフリー基本構想における重点整備地区
「三鷹駅北口周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、武蔵野市バリアフリー基本構想に即して、三鷹駅北口周辺重点整備地区^(注1)における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

(注1) 武蔵野市の基本構想では、三鷹駅周辺地区であるが、三鷹市にも同一名称の重点整備地区があるため、本計画では三鷹駅北口周辺地区としている。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	主要地方道 杉並あきる野線 (第7号)	五日市街道	武蔵野市緑町1丁目5番先 から 武蔵野市中町3丁目11番先 まで	JR三鷹駅	
2	一般都道 武蔵野調布線 (第121号)	三鷹通り	武蔵野市中町3丁目4番先 から 武蔵野市西久保1丁目6番先 まで		中央通り公園、武蔵野 郵便局、地域活動支援 センターライフサポ ート MEW
3	主要地方道 杉並あきる野線 (第7号)	井ノ頭通り	武蔵野市西久保2丁目14番先 から 武蔵野市中町2丁目15番先 まで		いなげや武蔵野西久 保店
4	一般都道 武蔵野調布線 (第121号)	三鷹通り	武蔵野市中町1丁目10番先 から 武蔵野市西久保1丁目1番先 まで		
5			武蔵野市中町1丁目1番先 から 武蔵野市中町1丁目14番先 まで		武蔵野芸能劇場、ミカ レットみたか、三井住 友銀行三鷹支店
6	市道 第17号線	中央大通り	武蔵野市中町1丁目1番先 から 武蔵野市中町1丁目10番先 まで		三鷹東急ストア、オー ケー三鷹北口店
7	市道 第12号線		武蔵野市中町1丁目3番先 から 武蔵野市中町1丁目1番先 まで		中央市政センター
8	市道 第16号線	文化会館通り (かたらいの 道)	武蔵野市中町1丁目13番先 から 武蔵野市中町3丁目9番先 まで		もくせい公園、中央コ ミュニティセンター、 武蔵野市民文化会館、 かたらいの道 市民ス ペース、第一中学校
9	市道 第2号線	三谷通り	武蔵野市西久保2丁目14番先 から 武蔵野市西久保2丁目12番先 まで		西久保二丁目防災広 場

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
10	市道 第129号線		武蔵野市中町1丁目8番先 から 武蔵野市中町1丁目7番先 まで	JR 三鷹駅	
11	市道 第176号線	中町新道	武蔵野市中町1丁目14番先 から 武蔵野市中町1丁目22番先 まで		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	主要地方道 杉並あきる野線（第7号）	信号機の改良（音響機能の整備）、 横断歩道の整備	令和5～7年度
4	一般都道 武蔵野調布線（第121号）	信号機の改良（音響機能の整備）、 横断歩道の整備	同上
6	市道第17号線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
7	市道第12号線	横断歩道の整備	同上
8	市道第16号線	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車の手引きの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法 駐車の手引きの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和5～7年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

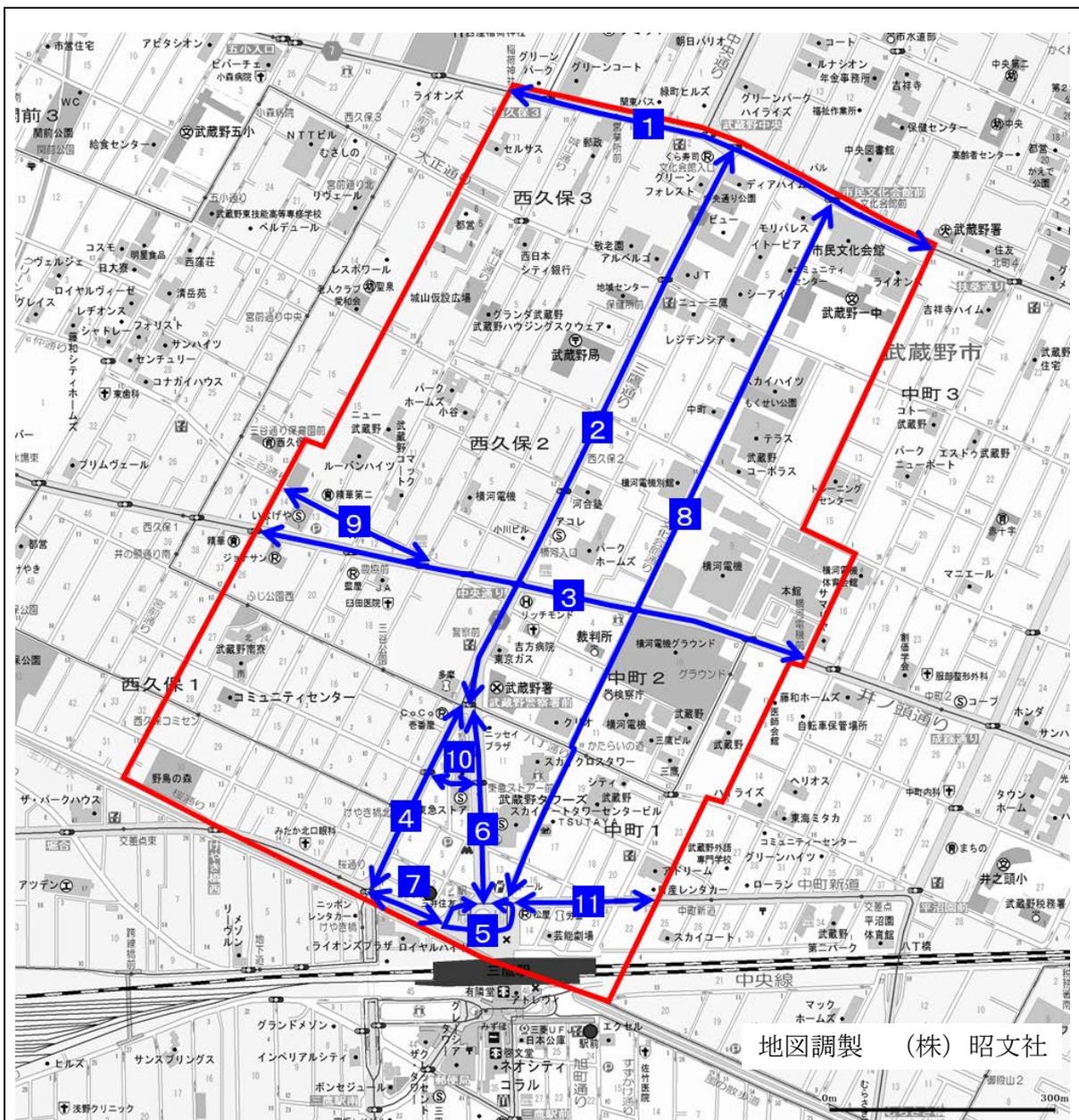
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	武蔵野市
重点整備地区名	三鷹駅北口周辺地区



< 凡例 >

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)